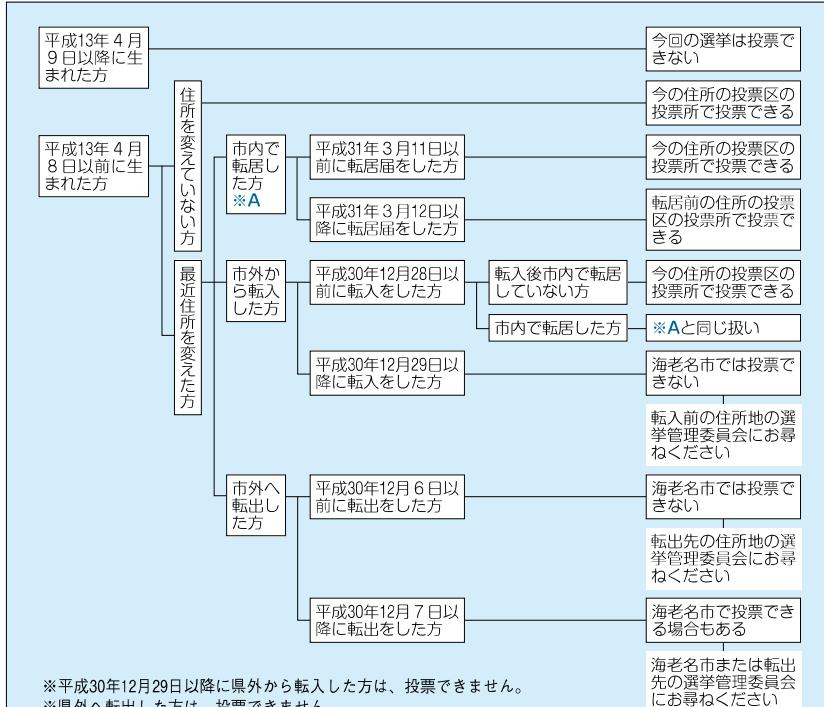


表Ⅰ 投票区一覧

投票区名・投票所建物の名称	区域	投票区名・投票所建物の名称	区域
第1投票区 海老名中学校第1会議室	中央一丁目、中央二丁目1番、4番、5番、8番~10番、国分南一丁目1番~26番、国分南三丁目、勝瀬1番~10番	第14投票区 東柏ヶ谷三丁目自治会館	東柏ヶ谷三丁目、東柏ヶ谷四丁目
第2投票区 大谷中学校体育館	大谷234~364、401~3,402~437、462~495、512~526、545~564、576~586~2,586~4~586~6、大谷北一丁目8番~10番、大谷北三丁目、大谷南一丁目~五丁目	第15投票区 国分北集会所	国分北一丁目1番~10番、14番~23番、34番~41番
第3投票区 中新田小学校体育館	中新田一丁目~三丁目、中新田四丁目1番~7番、12番~23番、中新田五丁目1番~18番、24番~26番、大谷586~3、586~7~807	第16投票区 えびな市民活動センター・ビナレッジ	さつき町、河原口929~933、937~945、948、949、956~972、977~1006、1016~1029、1335~1355、1407~1415、河原口一丁目1番、2番、河原口四丁目1番~4番、河原口五丁目、上郷451~473、めぐみ町
第4投票区 有鹿小学校体育館	河原口122~5、219、220、252、347~2、365~379、385、400、401、630、765、2564、河原口一丁目3番~26番、河原口二丁目、河原口三丁目、河原口四丁目5番~7番、上郷381~450、675~765、790~878、937~951、上郷一丁目、上郷二丁目	第17投票区 国分寺台文化センター	国分寺台2丁目10番、11番、国分寺台3丁目~5丁目
第5投票区 今泉小学校体育館	扇町、泉一丁目、泉二丁目、下今泉、下今泉五丁目1番、9番、10番、上今泉1897~2、1922~1941、1967~1984、2000~2045、国分北一丁目11番~13番、24番~33番	第18投票区 東柏ヶ谷小学校体育館	東柏ヶ谷五丁目、東柏ヶ谷六丁目
第6投票区 上星小学校体育館	上今泉一丁目、上今泉四丁目、上今泉五丁目	第19投票区 杉本小学校体育館	国分北三丁目3番~6番、8番1号~10号、10番~39番、国分北四丁目、柏ヶ谷1~322、365~456、527~537、538~1、717~785、上今泉六丁目
第7投票区 柏ヶ谷小学校会議室	柏ヶ谷323、326~361、461~526、539~714、851~997、1026~1151	第20投票区 杉久保コミュニティセンター	杉久保1~242、471~621、杉久保北一丁目~四丁目、杉久保北五丁目~1番~19番、23番~30番、杉久保南一丁目、杉久保南二丁目
第8投票区 有馬小学校体育館	中河内、上河内、杉久保北五丁目20番~22番、杉久保南三丁目~五丁目、本郷	第21投票区 国分コミュニティセンター	国分南一丁目27番、28番、国分南二丁目、国分南四丁目、望地一丁目、望地二丁目
第9投票区 今泉中学校玄関ホール	上郷四丁目、下今泉二丁目~四丁目、下今泉五丁目2番~8番、上今泉1633~1897~1、1898~1908、1985~1997、上今泉二丁目、上今泉三丁目	第22投票区 市役所1階ロビー	中央二丁目2番、3番、6番、7番、11番、12番、中央三丁目、勝瀬83~249、河原口1304~1307、1309、1310、1313~1333、1356~1387、1508~1550、1561、1564、1565、1568~1575、1581、1582、1585、1586、1589~1605、大谷1~4、30~35、59~69、808~816、大谷北一丁目1番~7番、大谷北二丁目、中新田376~540
第10投票区 社家コミュニケーションセンター	社家、今里、今里一丁目~三丁目、中新田四丁目8番~11番、中新田五丁目19番~23番	第23投票区 文化財収蔵庫	国分北二丁目、国分北三丁目1番、2番、7番、8番11号~9番
第11投票区 門沢橋コミュニケーションセンター	中野、中野一丁目~三丁目、門沢橋、門沢橋一丁目~六丁目	第24投票区 下今泉コミュニケーションセンター	上郷三丁目、下今泉一丁目
第12投票区 大谷小学校体育館	国分寺台1丁目、国分寺台2丁目1番~9番、12番~19番、浜田町、大谷北四丁目		
第13投票区 柏ヶ谷コミュニケーションセンター	東柏ヶ谷一丁目、東柏ヶ谷二丁目		

表Ⅱ あなたの投票は?



投票できる方は
今回の選挙で投票できる
方は、次の条件に該当し、
海老名市の選挙人名簿に登
録されている方です。
①日本国籍を有している
②平成13年4月8日以前に
出生している
③平成30年12月28日以前に
本市に転入届をして、引
き続き3ヵ月以上住所を
有している
④公職選挙法で定める選挙
権を有しない者について
の規定に該当しない

郵便等で行う
不在者投票
書の交付を受けてください。

神奈川県内の市町村から
市内に転入した方は、引
き続き県内に住所を有す
ることが確認できれば、
転入前の住所地で投票で
きる場合がありますので、
転入前の住所地の選
挙管理委員会にお問い合わせ
ください。

ア身体障害者手帳をお持
ちで、障害の程度が次の①
～③に該当する方
①両下肢、体幹、移動機
械、腎臓、呼吸器
②心臓、直腸、小腸の障害：1
③免疫、肝臓の障害：1
能障害：1級、2級
精神障害：1級、2級
四肢障害：1級、3級
精神障害：3級
④戦傷病者手帳をお持ち
の方で、次の①・②に該当
する方
①両下肢、体幹の障害が
特別項症／第2項症
②内臓機能の障害が特別項症
第3項症
③免疫力低下症
ウ介護保険法で要介護の
認定を受けていて、被保
障害：1級、3級
能障害：1級、2級
精神障害：1級、3級
四肢障害：1級、3級
精神障害：3級
⑤介護状態区分が要
介護5であると記載されて
いる方
なお、郵便等投票証明書
をお持ちで、身体障害者手
帳に記載されている障害の
程度が、上肢もしくは視覚
の障害の程度が1級である
方は、代理人が本人に代
わって記載する「代理記載」
が認められています。ご希
望の方は、市選挙管理委員
会事務局までお問い合わせ
ください。

※期日前投票を行おうとする日に満18歳になっていない方は、不在者投票を行ってください。
投票場所は、海老名市役所3階の選挙管理委員会事務室です。

[例] 3月31日生まれの方が期日前投票をすることができる方は、3月30日以降となります(18歳の誕生日
前日をもって満18歳となると規定されているため)。

投票速報を実施します

●海老名市ホームページURL <https://www.city.ebina.kanagawa.jp>